

次世代育成支援地域後期行動計画策定にあたって 策定指針（案）の新たな要素について

次世代育成支援対策の実施に関する基本的事項

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として取り組む必要があること。

市町村及び県の行動計画の策定に関する基本的な事項

1 「仕事と生活の調和実現の視点」

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するため、地方自治体と企業等が連携し、自らの創意工夫の下に地域の実情に応じた展開を図ることが必要であること。

2 「すべての子どもと家庭への支援」

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化という状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進め、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進める必要があること。

3 「ニーズ調査（潜在需要）の実施」

女性の就業率の高まりに応じて潜在的需要を踏まえた中長期的なサービス量の把握ができる内容で行うことが必要であること。

4 「利用者の視点に立った評価指標の導入」

利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれること。

5 「PDCAサイクルの確立」

次世代育成支援対策推進法において、市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更することやその他の必要な措置を講ずる旨が規定されたことを踏まえ、計画（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが重要であること。